

2024年8月9日

提 言 書

一般社団法人徳島経済同友会

代表幹事 長岡 奨

代表幹事 三木 康弘

阿波女活躍・ダイバーシティ推進委員会

委員長 坂田千代子

副委員長 藍原理津子 植田貴世子

佐野美佐子 辻 紀子

婚姻を望む人が自らの意思で姓を選択できる 選択的夫婦別姓制度の早期実現に向けて賛同を表明します

明治31年の旧民法で定められた夫婦同姓制度は戦後も引き継がれ、民法第750条により、婚姻時に一方の姓を選択する夫婦同姓が義務付けされています。そのため、希望しないのにやむなく改姓を受け入れて、仕事など社会生活に不便を感じている人もいます。

現代の少子化社会において、一人娘の事業継承に支障をきたしていたり、家の名字を継ぐ人がいなくなることに親として失望感を抱くことも少なくありません。その結果、結婚を断念する場合もあり、少子化に拍車をかけているという事実も否認できません。

現状、約95%の夫婦において女性が姓を改めており、改姓において多くの負担を課されています。

特に女性の職業活動上の不利益が生じており、仕事上では「通称」を使用する人が増えています。この場合、妻が仕事上では婚姻前の戸籍上の姓を通称として名乗ることが多いのですが、様々な負担や不便がありリスク要因になり得ます。それにより、事実婚やペーパー離婚を選択する人もいます。

夫婦同姓制における弊害

当会では選択的夫婦別姓制度についての勉強会を行い、現行における弊害を洗い出しました。

- 改姓したくないという理由で「事実婚」をする人が増えていますが、所得税等の配偶者控除・相続税の控除等、戸籍上の夫婦でないとは享受できない事例が数多くあります。また、子どもが生まれた場合に、親権や相続権など不都合が生じることとなります。
- 夫婦別姓を使いたいという理由で、「ペーパー離婚」をする場合があります。この場合、子どもが生まれるたびに離婚届と婚姻届けの提出を繰り返すということもあります。
- 仕事上では旧姓を使用する「通称使用」が増えており、これを容認する企業も多いようです。しかし、預貯金口座名義と通称との相違についての確認や、2種類の名前で名簿登録するなど事務上の煩雑な手続きが増えてしまいます。また、パスポートの名前と通称名が異なるため、本人確認が煩雑になるということも通称使用の不利益点となっています。

4. 婚姻により改姓した場合、免許証、クレジットカード、預貯金口座、健康保険証、職場への届け出をはじめ各種インターネットサービスへの登録など、煩雑な手続きが必要です。現代は晩婚化が進んでおり、以前の改姓手続きのようにシンプルではなくなっています。
5. 近年日本では、約3組に1組が離婚しているとも言われており、再婚する人も増えています。そのため、改姓を繰り返す女性が増えており、不便だけでなく、自己のアイデンティティの確立が難しくなってきます。つまり夫婦別姓の問題は、人権問題にもつながってきます。
6. 日本のジェンダーギャップ指数は、2023年 世界第125位と過去最低であり、特に政治分野では改善ができていません。つまりこの制度を議論する政治家の多くが改姓の経験が無く実感がないため、多様化した現代への対応が遅れていると言えます。

企業のダイバーシティ推進と、地域経済活性化のために

現在は、明治時代と社会が大きく変化し、家族形態や個人の価値観は多様化しています。選択的夫婦別姓制度は、婚姻を望む人の選択肢を増やし、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながります。

徳島県は、女性管理職比率や女性社長比率において日本1位を誇る女性活躍先進県です。徳島の経済活性化には働く女性の活躍が不可欠であるにもかかわらず、ようやく本年7月に、徳島県議会で選択的夫婦別姓制度に関する議論の活性化を求める意見書の提出を可決できた段階です。

また、世界的な状況を見ても、日本だけが法令で夫婦同姓を規定しています。グローバル化する企業経営においてダイバーシティの推進は、国際的に見てもとても重要視されています。

多様な人々がそれぞれの個性や能力を発揮できる社会を実現し、経済を活性化させるためにも、選択的夫婦別姓制度の早期実現が必要です。

徳島経済同友会では、地域の経済活性化とダイバーシティ推進のために、下記の2点を求めます。

1. 政府に対して、選択的夫婦別姓制度の早期実現に向けた議論を求める。
2. 同制度に対して国民の理解を深める啓発活動を強化し、導入に向けた計画を策定する。

徳島経済同友会では、今後も多様な人材が活躍できる経済社会を推進してまいります。